

政令 第二百八十六号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十三条第三項並びに附則第三条第一項第五号、第四条第二項第三

号、第五条第五項、第十一条第五項、第十六条第三項第八号及び第五項並びに同項の規定により適用する同法附則第十一条第二項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（金融庁長官に委任されない権限）

第九条 法第四十三条第三項の政令で定める権限は、法附則第四条及び第五条第一項に規定する権限とする。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の七条を加える。

（信用事業強化計画の記載事項）

第二条 法附則第三条第一項第五号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 剰余金の処分の方針
- 二 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（信用事業強化指導計画の記載事項）

第三条 法附則第四条第二項第三号の政令で定める事項は、法附則第三条第二項の申込みに係る特定優先出資等に係る震災特例組合等が発行する他の優先出資又は当該震災特例組合等に対する他の劣後特約付金銭消費貸借による貸付債権であって指定支援法人が保有するものの額及びその内容とする。

（法附則第五条第四項に規定する優先出資の発行による変更の登記）

第四条 法附則第五条第五項の規定により震災特例組合等と同条第四項に規定する優先出資の発行による変更の登記を行う場合における協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成五年政令第三百九十八号）第十四条の規定の適用については、同条中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第五条第四項に規定する優先出資の発行であることを証する書面」とする。

（震災特例組合等の合併等の認可に関する技術的読替え）

第五条 法附則第十一条第五項の規定により法附則第七条第三項、第九条及び第十条第一項の規定を準用する場合には、法附則第七条第三項中「附則第四条第二項」とあるのは「附則第十一条第四項」と、法附則第九条中「当該決定に係る」とあるのは「附則第十一条第三項又は第四項の規定により提出を受けた」と、法附則第十条第一項中「附則第四条第一項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

（信用事業が改善した旨の認定の要件としての特定優先出資等の処分等が困難と認められ

る場合)

第六条 法附則第十六条第三項第八号の政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法附則第五条第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等がその内容に照らして譲渡その他の処分を行うことが著しく困難なものであることその他の事由により、機構が当該特定優先出資等につき譲渡その他の処分を円滑に実施できる見込みがない場合

二 法附則第五条第一項の決定を受けて機構が取得した特定優先出資等につき、剰余金をもってする消却又は返済を受けることが困難であると認められる場合

(信用事業が改善した旨の認定に関する技術的読替え)

第七条 法附則第十六条第五項の規定により同条第一項に規定する特別信用事業強化計画を法附則第四条第一項に規定する信用事業強化計画と、法附則第十六条第二項に規定する特別信用事業強化指導計画を法附則第四条第二項に規定する信用事業強化指導計画とみなして、法附則第六条、第七条第三項、第十条第一項並びに第十一条第二項第一号及び第五項の規定を適用する場合においては、法附則第六条中「附則第四条第一項」とあるのは「同条第一項」と、法附則第七条第三項中「附則第四条第二項」とあるのは「附則第十六条第二項」と、法附則第十条第一項中「附則第四条第一項」とあるのは「同条第一項」と、法附則第十一条第二項第一号中「附則第四条第一項」とあるのは「附則第十六条第一項」と、同条第五項中「前条第一項中」とあるのは「附則第七条第三項中「附則第十六条第二項」とあるのは「附則第十一条第四項」と、附則第九条中「附則第十六条第三項の認定に係る」とあるのは「附則第十一条第三項又は第四項の規定により提出を受けた」と、前条第一項中」と、「提出した承継組合等」とあるのは「提出した承継組合等」と、「同条第一項」とあるのは「同項」と、「と読み替えるものとするほか」とあるのは「と、同条第二項中「附則第十六条第三項の認定を受けた」とあるのは「附則第十一条第一項の認可に係る」と読み替えるものとするほか」とする。

(信用事業が改善した旨の認定を受けた場合における合併等の認可の要件)

第八条 法附則第十六条第五項の規定により適用する法附則第十一条第二項第四号の政令で定める要件は、合併等により機構が取得する特定優先出資等につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこととする。

附 則

この政令は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十九号）の施行の日（平成二十三年九月二十六日）から施行する。